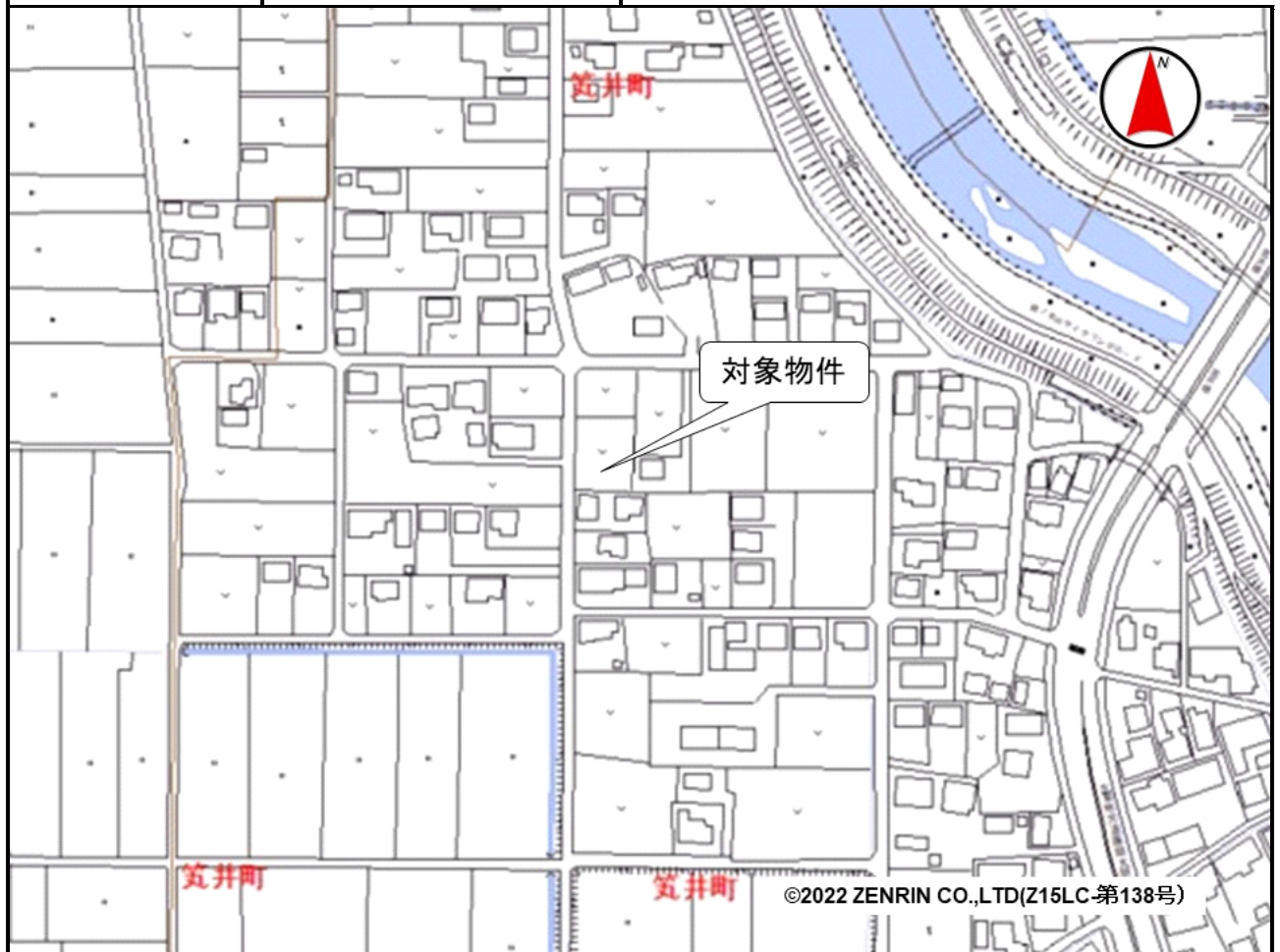


売却区分番号	1731-1		
見積価額	¥940,000	公売保証金	¥100,000
財産の表示	<p>1 所在 群馬県前橋市筑井町 地番 815番2 地目 畑 地積 373平方メートル</p> <p>2 所在 群馬県前橋市筑井町 地番 815番5 地目 畑 地積 210平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	市街化調整区域 農業振興地域 農用地区域 前橋市洪水ハザードマップ（桃ノ木川洪水想定浸水深0.5メートル未満）		
接道状況	西側 幅員約6.1メートル 舗装市道 ほぼ等高接面		
地盤・地勢	おおむね平坦		
使用状況等	雑草が生えており、直ちに耕作の用に供することが困難な状況です。 西側の一部がコンクリート舗装されています。		
管理状況等	—		
特記事項	買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。		
一括換価について	対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。		
住居表示等	群馬県前橋市筑井町815番2		
最寄駅等	JR（東日本） 両毛線 駒形駅 北西方約1.3キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 		

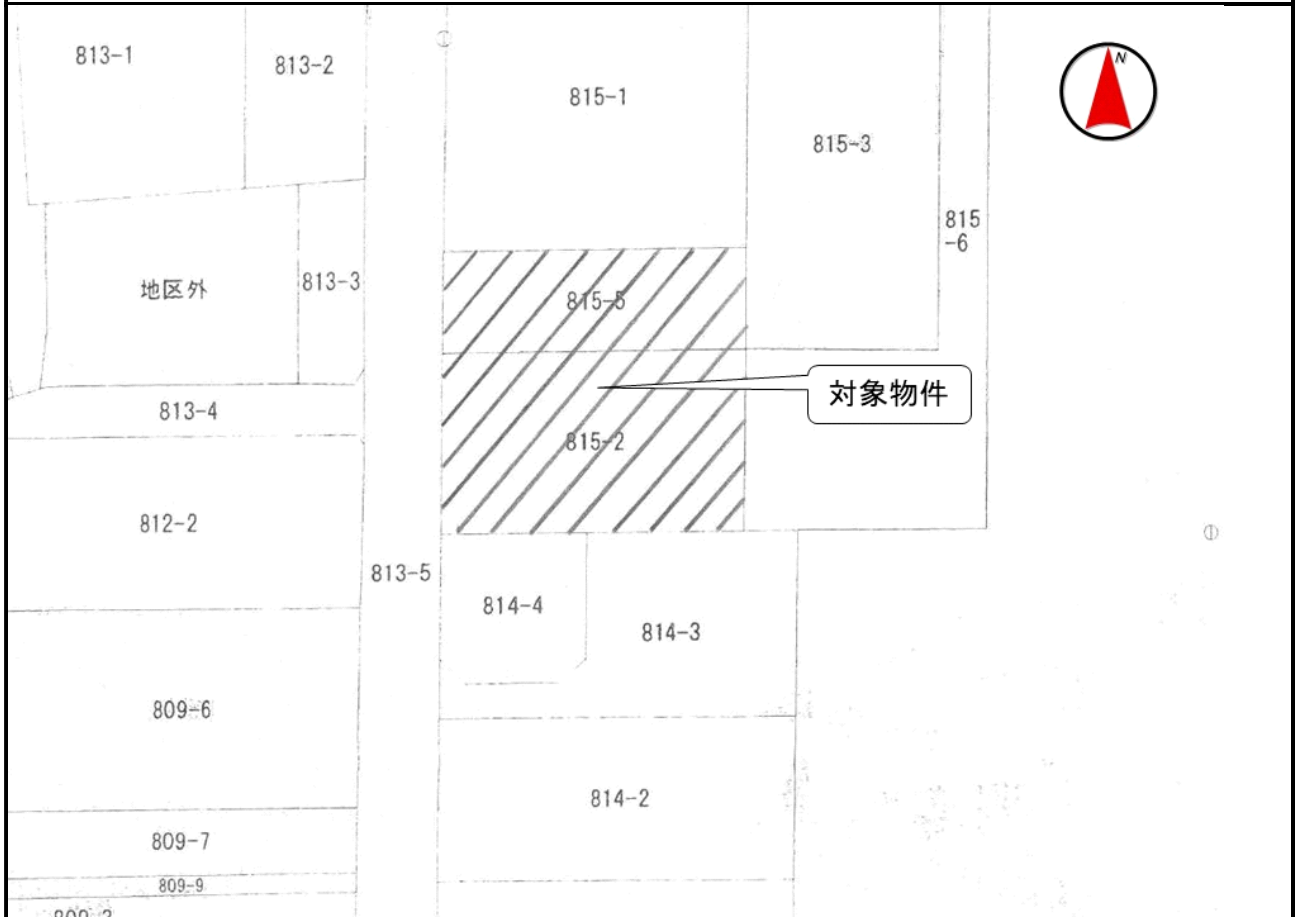
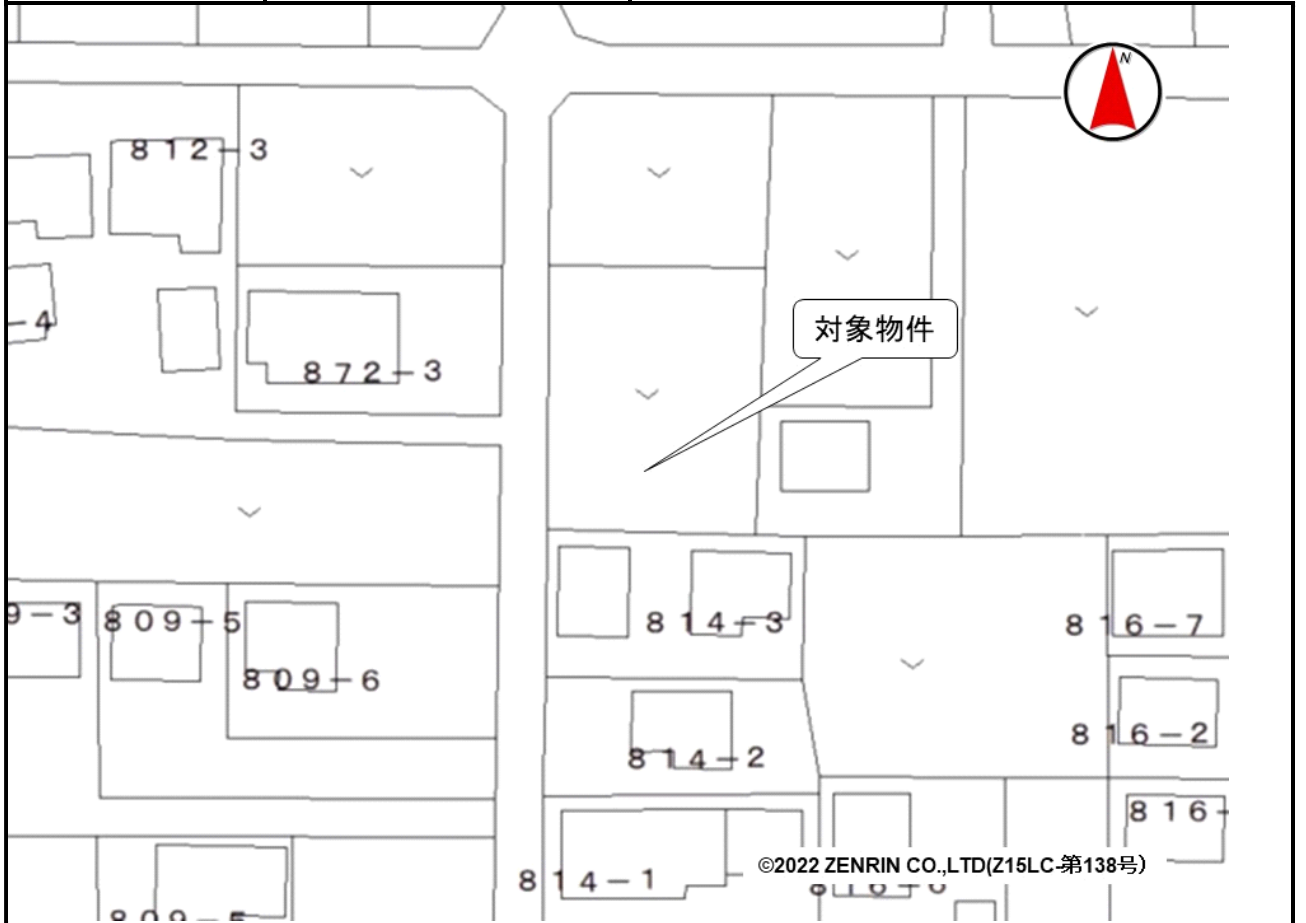
売却区分番号

1731-1



売却区分番号

1731-1



売却区分番号

1731-1

